

注

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
- 2 「巨大船」とは、海上交通安全法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項第 2 号の船舶をいう。
- 3 「準巨大船」とは、法第 22 条第 2 号の船舶をいう。
- 4 「危険物積載船」とは、法第 22 条第 3 号の船舶をいう。
- 5 「物件えい航船等」とは、法第 22 条第 4 号の船舶をいう。
- 6 この様式は、巨大船、準巨大船、危険物積載船又は物件えい航船等が、東京湾、伊勢湾、大阪湾、備讃瀬戸又は来島海峡海上交通センターに対し航路通報（法第 22 条に定める巨大船等の航行に関する通報をいう。以下同じ。）を行う際に用いる様式とする。
- 7 (4)の最大喫水は、巨大船に限り記載することとし、小数点以下二けたまで記載すること。
- 8 (5)の危険物の種類及び数量には、危険物積載船に限り記載することとし、積載している危険物（海上交通安全法施行規則第 11 条第 1 項各号に掲げる危険物をいう。）の種類及び種類ごとの数量（トンによるものとする。）を記載すること。なお、当該危険物の国連番号が判明していれば併せて記載すること。
- 9 (6)のえい（押）航全長には、物件えい航船等に限り記載することとし、引き船の船首から物件の後端まで又は押し船の船尾から物件の先端までの距離を記載すること。
- 10 (7)のえい（押）航物件の概要には、物件えい航船等に限り記載することとし、物件の種類、長さ、最大幅、最大の高さ等を記載すること。
- 11 (8)の仕向港には、仕向港の定まっている場合に限り記載することとし、仕向港の名称のほか、仕出港の名称（外国の場合はその外国の名称。）をそれぞれ記載すること。
なお、港則法第 38 条第 3 項各号に掲げる船舶は、仕向港又は仕出港それぞれの係留施設の名称も併せて記載することとし、同条第 2 項の規定による通報を要しない。
- 12 (9)の航路名（区間）には、航行しようとする航路の区間を、「全区間」、「南口から 4 番ブイまで」のように記載すること。なお、二以上の航路を連続して航行しようとするときは、航行しようとする航路の順序に従って記載すること。（以下第 13 号及び第 14 号において同じ。）
- 13 (10)の航路入航時刻及び(11)の航路出航時刻には、航路外から航路に入ろうとする時刻及び航路から航路外に出ようとする時刻をそれぞれ 24 時制により記載すること。
- 14 法第 2 条第 1 項の航路を航行しようとする船舶で、港則法第 38 条第 3 項各号に掲げるものが、その前後に連続して港則法第 38 条第 1 項に規定する水路を航行しようとする場合は、(9)から(11)までに当該水路の区間、水路外から水路に入ろうとする時刻及び水路から水路外に出ようとする時刻を記載すること。
- 15 (12)の呼出符号又は呼出名称には、船舶局のある船舶に限り記載することとし、船舶の呼出符号又は呼出名称を記載すること。
- 16 (13)の海上保安庁との連絡手段には、船舶電話番号、MMS I 番号、その他海上保安庁と連絡が取れる手段を記載すること。
- 17 (14)の伝達者の氏名又は名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号等には、当該情報のほか、船舶代理店と契約がある場合は代理店コードを記載すること。
- 18 (15)の水先人の手配には、水先人の手配の有無を記載すること。
- 19 (16)の特別消防設備船の待機配置には、特別消防設備船（進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示（昭和 51 年海上保安庁告示第 29 号。）第 2 条第 6 項に定める泡式特別消防設備船及び粉末式特別消防設備船をいう。）の待機配置（同条第 7 項に定める待機配置をいう。）の有無を記載すること。
- 20 (17)のその他には、担当する海上交通センターあて連絡が必要な事項を記載すること。
- 21 ※は航路通報受理欄であり、記入を要さない。

ファクシミリで航路通報を行う際は、表面のみを送付して下さい。